

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区における市管理用地の利活用に関する  
社会実験に関する質問への回答

No.	質問の概要	回答
1	実施期間が「令和8年4月中旬頃の協定締結日から」となっていますが、締結後に現場の工事等を行う場合、事業開始が工事等完了後からでも問題ありませんでしょうか。	工事着手できるのは、協定書締結後となるため問題ありません。
2	全6事業地を対象とした提案である必要はありますか。	6箇所の管理用地すべてについて利活用の提案をしてください。ただし、各管理用地ごとに活用方法は変えていただいても構いません。
3	事業地の引き渡し環境はどのような状況でしょうか。（フェンス有無や路盤状況等）	現状での引渡しとなります。 現状については、実施事業者にてご確認ください。
4	募集要項2社会実験の内容（5）事業内容に記載の報告義務ですが、必須で報告する項目は決まっていますでしょうか。	管理用地で得た収益をまちづくり活動へ還元していることを確認するため、収支報告書や活動報告書の提出が必要となっております。なお、書式は任意となっております。
5	募集要項8実施期間等の表には企画提案書の提出期限が令和8年3月24日となっておりますが、（4）企画提案書の受付には令和8年3月10日までとなっております。どちらが正しい期日でしょうか。	企画提案書の提出期間は、令和8年2月24日（火）～令和8年3月24日（火）までに修正いたしました。
6	プレゼンテーションの参加人数の上限は何名でしょうか。また、実施事業者以外の参加は可能でしょうか。	プレゼンテーションの参加人数は、会場の都合上、5名までとさせていただきます。また、実施事業者以外に構成団体、利活用事業者の参加は可能です。
7	まちづくり活動の実施する体制イメージの中で、今回募集する実施事業者はどんな役割になりますでしょうか。	公募要項 2社会実験の内容（7）想定スキームをご参照ください。実施事業者は、管理用地の利活用について取りまとめ、利活用事業者やプレイヤーが管理用地を利活用する際の窓口となる、もしくは、自ら管理用地を利活用する主体となります。また、実施事業者はまちづくり活動の主体となる登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォームと連携して、「登戸・向ヶ丘遊園未来ビジョン」と整合を図り、管理用地利活用の取組を実施する必要があります。 なお、実施事業者は社会実験後も当該地区で継続的にまちづくりを推進する意向があることが参加条件となっております。